

既存ふぐ処理者の方へ

## 2024年(令和6年)3月31日までに ふぐ処理者免許申請手続きを行ってください

2022年(令和4年)4月1日より「福山市ふぐの処理等に関する条例」が施行され、新たな制度に移行します。既存ふぐ処理者には経過措置が適用されます。

### ■既存ふぐ処理者とは

- ① 2022年(令和4年)4月1日時点で広島県内のフグ処理施設のフグ処理者として届出済の方
- ② ①以外の方で、過去広島県内で開催されたフグ処理者養成講習会を受講された方

### ■申請期日

**2024年(令和6年)3月31日まで**

### ■提出書類

- ① ふぐ処理者免許申請書
- ② 広島県内で開催されたフグ処理者養成講習会の修了証の写し  
又は  
他自治体の免許証の写し(2022年(令和4年)4月1日時点で広島県内施設でフグ処理者として届出されている方)
- ③ 住民票の写し
- ④ 医師の診断書(次の事項を証するもの)
  - ・必要な認知・判断及び意思疎通を適切に行うことができること
  - ・視力が十分であること
  - ・麻薬、あへん、大麻又は覚醒剤の中毒者でないこと
- ⑤ レターパックプラス520(免許証の郵送希望の方のみご持参ください。  
郵送以外は窓口で本人受取りになります。)

■手数料 3,700円

■申請窓口 福山市保健所生活衛生課

■申請方法 **ふぐ処理者となられる方ご本人が**、窓口にて手続きしてください。

**※2024年(令和6年)3月31日までに免許申請手続きがされない場合は、新たにふぐ処理者試験を受け、合格する必要があるためご注意ください！！**

【問合せ先】福山市保健所生活衛生課 電話:084-928-1165  
〒720-8512 福山市三吉町南二丁目11番22号

2022年6月9日作成